

檀原市浄化センター
長期包括運営委託事業

審査講評

(総合評価結果書)

平成30年11月16日

檀原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託
事業者選定委員会

檀原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、平成 31 年度以降の檀原市浄化センターの運営維持管理に係る次期委託事業者（以下「事業者」という。）を選定するため設置され、平成 30 年 6 月に総合評価一般競争入札として公告された「檀原市浄化センター長期包括運営委託事業」（以下、「本事業」という。）に関する事業者からの提案について審査を行ってまいりました。

この度、この審査の結果について、選定委員会におけるこれまでの審査の過程とあわせて報告します。

平成 30 年 11 月 16 日

檀原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託
事業者選定委員会

会 長	荒井 喜久雄
副 会 長	靄巻 峰夫
職務代理	樋口 能士
委 員	岡崎 益光
委 員	豊芦 弘
委 員	森 崑 勇人

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業名称	1
(2) 事業場所	1
(3) 事業内容	1
(4) 事業期間	1
(5) 運営期間	1
(6) 事業概要	1
2. 審査方法等	2
(1) 審査及び落札者決定までの流れ	2
(2) 審査体制	3
(3) 総合評価の算定	3
(4) 非価格要素の審査	4
(5) 価格審査	5
(6) 落札候補者の選定	5
3. 選定委員会の開催及び審査の経緯	6
4. 審査結果	7
(1) 入札参加資格審査	7
(2) 提案書類に関するプレゼンテーション及びヒアリング	7
(3) 非価格要素の審査結果	8
(4) 価格審査結果	12
(5) 総合評価	12
(6) 落札候補者の選定	12
5. 総評	13

1. 事業概要

(1) 事業名称

檀原市浄化センター長期包括運営委託事業

(2) 事業場所

檀原市東竹田町 148-1

(3) 事業内容

檀原市浄化センターの運営維持管理業務(15年間)

(4) 事業期間

事業契約締結日から平成 46 年 3 月 31 日まで

(5) 運営期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 46 年 3 月 31 日まで

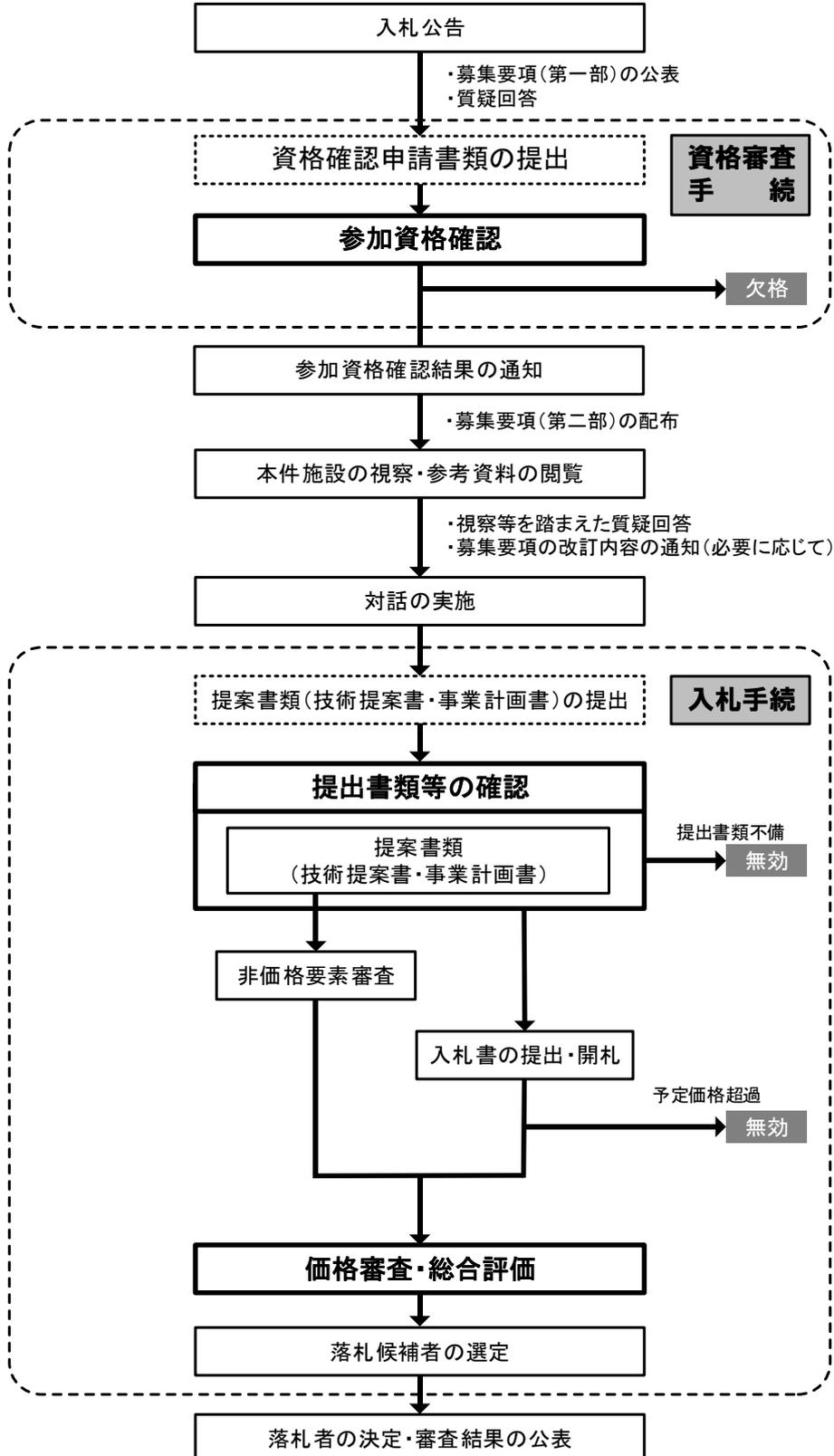
(6) 事業概要

本事業は、檀原市浄化センター（以下、「本件施設」という。）の運転、電気・上下水道・燃料及び薬剤等の調達・管理、日常点検、定期点検、部品等の調達、補修（機器単体の修繕及び定期修繕）等を実施する事業者として選定された単体企業又は応募グループによって設立された特別目的会社に、市の許可業者が搬入するし尿及び浄化槽汚泥並びに他市町村から処理の依頼を受けて市が搬入を認めたし尿及び浄化槽汚泥の処理を行うため、本件施設の運営維持管理業務を平成 31 年 4 月から平成 46 年 3 月までの 15 年間にわたり委託するものである。

本件施設は、平成 19 年 4 月に供用開始されて以降、11 年経過しており、現在まで本件施設の基本性能を発揮し、安全に稼働している施設である。

2. 審査方法等

(1) 審査及び落札者決定までの流れ



(2) 審査体制

選定委員会は、入札参加者の中から事業者を選定するため、総合的に審査を行った。

選定委員会は、学識経験者等で構成し、総合的・専門的見地から中立的かつ客観的に提案内容を評価した。

区分	氏名	所属・役職等
会 長	荒井 喜久雄	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
副 会 長	鶴巻 峰夫	独立行政法人国立高等専門学校機構 和歌山工業高等専門学校 環境都市工学科 教授
職務代理	樋口 能士	立命館大学 理工学部 環境都市工学科 教授
委 員	岡崎 益光	橿原市 副市長
委 員	豊芦 弘	橿原市 法務専門官
委 員	森 勇人	橿原市 環境づくり部長

(3) 総合評価の算定

予定価格を超過していない最終審査対象者について、「価格点」と「非価格要素点」の合計によって「総合評価点」を算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{非価格要素点}$$

総合評価点は 100 点を満点とする。

価格点と非価格要素点の比率は、30：70 とする。

(4) 非価格要素の審査

入札参加者より提出された提案書類（技術提案書・事業計画書等）を審査し、最終審査対象者による提案書類に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施して非価格要素の審査を行う。

非価格要素点の評価項目と配点は以下のとおりである。

評価項目	評価の視点		配点
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 代表企業の役割 構成企業、協力会社の役割分担 	3	8
	<ul style="list-style-type: none"> 運営人員体制 従事者教育、法定資格者養成計画 	5	
運転管理業務にかか る計画	<ul style="list-style-type: none"> 運転計画における配慮事項 セルフモニタリング計画 	5	15
	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止基準（悪臭・排ガス等）の保証値と保証の実現に向けた工夫等 	5	
	<ul style="list-style-type: none"> 用役使用量（電気・燃料・プロセス用水・薬剤等）の考え方 	5	
維持管理業務にかか る計画	<ul style="list-style-type: none"> 施設の性能及び機能維持の考え方 	6	17
	<ul style="list-style-type: none"> 維持補修計画（定期点検、補修、部品調達） 	8	
	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間満了時における引渡し条件の考え方 	3	
リスクへの対応能力	<ul style="list-style-type: none"> 運営期間の安全対策の考え方（通常時） 運営期間の安全対策の考え方（非常時） プラント事故対応の考え方 	5	7
	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生の考え方 	2	
財務的な安定性	<ul style="list-style-type: none"> SPCのキャッシュフロー計画 	2	7
	<ul style="list-style-type: none"> SPCのリスクヘッジ方策 	2	
	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の考え方 維持補修費（定期点検費、補修費、部品費）の考え方 	2	
	<ul style="list-style-type: none"> 付保する保険 	1	
低炭素社会形成に 向けた貢献	<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量 	2	5
	<ul style="list-style-type: none"> その他、低炭素社会形成に向けた工夫 	3	
地域への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 市内雇用・市内企業への発注計画 	3	6
	<ul style="list-style-type: none"> 市民への対応（施設見学説明、地域社会への貢献、施設のPR、苦情対応等） 	3	
その他 (本事業実施にあつた ての創意工夫)	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の要素 	5	5
合 計			70

点数化方法については、選定委員会の合議により、評価の視点の配点ごとに次に示す5段階により評価、点数化し、これを合計して算出する。

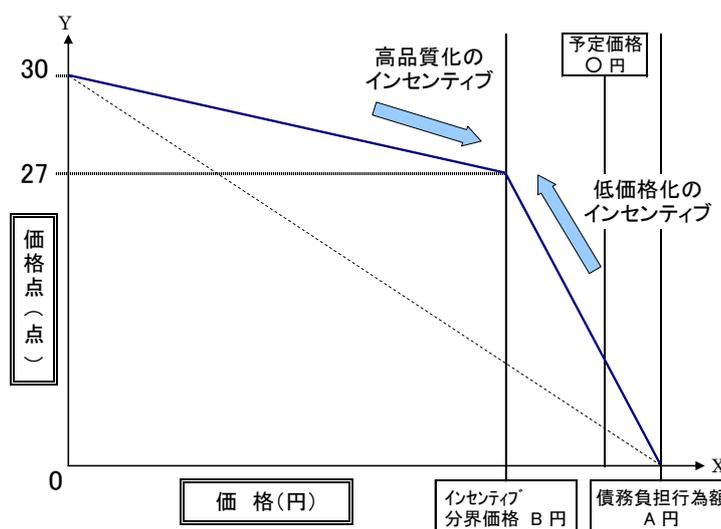
	判断基準	評価点の算出方法
A	高い効果が期待できる	配点×100%
B	効果が期待できる	配点×75%
C	普通	配点×50%
D	やや不安な点がある	配点×25%
E	不安がある	配点×0%

(5) 価格審査

各最終審査対象者の入札価格について、以下の算式に基づいて価格点を算出する。
 なお、算出した価格点は少数第8位において四捨五入を行うものとする。

A：債務負担行為額（円／税抜）
 B：インセンティブ分界価格（円／税抜）
 X：入札価格（円／税抜）
 Y：価格点（点）

- ① $0 \leq X \leq B$ のとき
 $Y = (-3 / B) X + 30$
- ② $B < X$ のとき
 $Y = (-27 / (A - B)) (X - A)$



本件入札に係る設定値は以下のとおりとする。

A = ¥2,674,113,000 B = ¥2,237,715,000

- ① $0 < X \leq B$ のとき
 $Y = (-3 / 2,237,715,000) X + 30$
- ② $B < X$ のとき
 $Y = (-27 / 436,398,000) (X - 2,674,113,000)$

(6) 落札候補者の選定

選定委員会は、42点以上の非価格要素点を有する者のうち、総合評価点の最も高い入札参加者を落札候補者として選定する。

3. 選定委員会の開催及び審査の経緯

No.	項 目	日 程
1	第 1 回選定委員会 (実施方針の確認)	平成 30 年 4 月 19 日
2	実施方針の公表	平成 30 年 5 月 11 日
3	実施方針質疑受付	平成 30 年 5 月 11 日～5 月 17 日
4	実施方針質疑回答	平成 30 年 5 月 23 日
5	第 2 回選定委員会 (公告書類の審査)	平成 30 年 6 月 5 日
6	入札公告	平成 30 年 6 月 29 日
7	募集要項 (第一部) の公表	平成 30 年 6 月 29 日
8	募集要項 (第一部) 質疑の受付	平成 30 年 7 月 6 日～7 月 13 日
9	募集要項 (第一部) 質疑に対する回答	平成 30 年 7 月 20 日
10	参加資格確認申請書の受付	平成 30 年 7 月 23 日～7 月 27 日
11	参加資格確認結果の通知	平成 30 年 8 月 2 日
12	募集要項 (第二部) の配布	平成 30 年 8 月 2 日～8 月 10 日
13	本件施設の視察及び参考資料の閲覧	平成 30 年 8 月 6 日～8 月 10 日
14	視察等を踏まえた質疑の受付	平成 30 年 8 月 13 日～8 月 17 日
15	視察等を踏まえた質疑に対する回答	平成 30 年 8 月 24 日
16	対話の実施	平成 30 年 9 月 3 日
17	提案書類 (技術提案書・事業計画書等) の提出	平成 30 年 9 月 28 日
18	第 3 回選定委員会 (提案書類の確認)	平成 30 年 10 月 26 日
19	第 4 回選定委員会 (非価格要素審査の実施)	平成 30 年 11 月 2 日
20	入札書の提出・開札	平成 30 年 11 月 5 日
21	第 5 回選定委員会 (価格審査・総合評価の実施)	平成 30 年 11 月 16 日
22	落札候補者の選定	平成 30 年 11 月 16 日

4. 審査結果

(1) 入札参加資格審査

市は、本事業の入札参加を希望する2グループについて、入札説明書に示す参加資格を有しているか否かの確認を行ったところ、2グループとも参加資格を有していることが確認されたため、この結果を当該2グループの代表企業に通知したうえで、基本協定書(案)、事業契約書(案)を提示し、施設の視察(資料の閲覧・提供を含む)の機会を提供した。

応募グループ	代表企業	構成企業
Aグループ	(株)西原環境 関西支店	宇陀環境開発(株) 檀原支社
Bグループ	テスコ(株)	—

しかし、Bグループからは、平成30年8月31日に辞退届の提出があり、Aグループのみを対象に以降の審査を行うこととなった。

また、市は事業条件等に関する認識の齟齬を解消し、要求水準の確実な達成と入札参加者の更なる創意工夫を引き出すことを目的として、Aグループとの対話を実施した。

これらを経て、選定委員会は入札参加者より提出された提案書類(技術提案書・事業計画書等)について、以下のとおり審査を行った。

(2) 提案書類に関するプレゼンテーション及びヒアリング

選定委員会において非価格要素審査を実施するにあたり、入札参加者による提案書類に関するプレゼンテーションを実施し、併せて選定委員から事業者へヒアリング(質疑回答)を行った。

(3) 非価格要素の審査結果

提案書類（技術提案書・事業計画書）の内容及び提案書類に関するプレゼンテーション・ヒアリングの結果等を踏まえ、厳正かつ公平に非価格要素について審査を行った。なお、審査にあたっては企業名を伏せて審査を実施した。

各評価項目（評価の視点の配点ごと）の講評及び評価結果については、以下のとおりであった。

評価項目	評価の視点	講評	配点	Aグループ	
				評価	得点
1 業務実施体制	①代表企業の役割	代表企業による一元管理など SPC への支援体制が構築されていた。一方、代表企業、構成企業及び協力会社の役割分担については、具体性に欠け、明確な内容ではなかった。	3	C	1.5
	②構成企業、協力会社の役割分担				
	③運営人員体制	所長の役割については、具体的に示されているものの、効率的・効果的な運営人員体制の具体的な提案が見られなかった。また、法定有資格者の確保や養成に係る具体的な提案も見られなかった。	5	D	1.25
	④従事者教育、法定資格者養成計画				
2 運転管理業務にかかる計画	①運転計画における配慮事項	本施設の特徴を踏まえ、各処理工程における配慮事項（対策案）が提案されていたものの、提案内容の効果を裏付けるための根拠情報（具体的な数値や豊富な実績に基づく効果等）が示されていない。また、セルフモニタリング計画においては、独自の手法による提案があったものの、具体性に欠けていた。	5	D	1.25
	②セルフモニタリング計画				
	③公害防止基準（悪臭・排ガス等）の保証値と保証の実現に向けた工夫等	要求水準に示す施設基準値を上回る提案もなく、保証を実現するための具体的な方策及び数値目標等が示されていない。	5	E	0
	④用役使用量（電気・燃料・プロセス用水・薬剤等）の考え方	使用量の削減に向けた方針や取組内容は示されているものの、他施設等での経験に基づく具体的な方策及び数値等が示されていない。	5	D	1.25

評価項目	評価の視点	講評	配点	Aグループ	
				評価	得点
3 維持管理業務にかかる計画	①施設の性能及び機能維持の考え方	一般的な内容に留まり、独自の提案が見られなかった。また、提案の実現に向けた具体的な工夫等が示されていない。	6	D	1.5
	②維持補修計画（定期点検、補修、部品調達）	設備の長寿命化やオーバーメンテナンス抑制等の考え方が示されているものの、計画の効率性や実行に向けた具体的な方策等が示されていない。また、事業計画書では、建物等の補修項目に一部欠落が見られた。	8	D	2
	③事業期間満了時における引渡し条件の考え方	要求水準と同程度となっており、その内容については、具体性に欠けていた。	3	D	0.75
4 リスクへの対応能力	①運営期間の安全対策の考え方（通常時）	一般的な内容に留まり、独自の提案が見られなかった。また、想定されるリスク対策や事故対策に関し、具体性に欠けていた。	5	D	1.25
	②運営期間の安全対策の考え方（非常時）				
	③プラント事故対応の考え方				
	④労働安全衛生の考え方	一般的な内容に留まり、独自の提案が見られなかった。また、労働安全における組織体制について、明確な内容が示されていない。	2	D	0.5

評価項目	評価の視点	講評	配点	Aグループ	
				評価	得点
5 財務的な安定性	①SPCキャッシュフロー計画	短期的な運転資金不足を生じさせない内容であったものの、事業計画書におけるSPC収益など将来の変動に対するリスクが懸念された。	2	D	0.5
	②SPCのリスクヘッジ方策	リスクの種類に応じて個別に対策が提案されていたものの、資金サポート等に関し、信頼性が確保できなかった。	2	D	0.5
	③人件費の考え方	人件費は、役職や職責に応じが設定されていた。一方、維持補修費は、コスト最適化における具体的な積算根拠が示されていなかった。	2	D	0.5
	④維持補修費（定期点検費、補修費、部品費）の考え方				
	⑤付保する保険	要求水準を上回る提案は見られなかったが、特に過不足はないものと考えられた。	1	C	0.5
6 低炭素社会形成に向けた貢献	①CO ₂ 排出量	現在の市による運営状況と同数値であり、それ以上の提案は見られなかった。また、用役使用量において削減の方針等が示されているものの、具体的なCO ₂ 排出量の削減効果が明確ではなかった。	2	D	0.5
	②その他、低炭素社会形成へ向けた工夫	複数の提案があったものの、それらの具体的な効果等が示されていなかった。	3	D	0.75

評価項目	評価の視点	講評	配点	Aグループ	
				評価	得点
7 地域への配慮	①市内雇用・市内企業への発注計画	市内雇用等に対する考え方が示されているものの、具体的な目標数値等が示されていなかった。	3	D	0.75
	②市民への対応（施設見学説明、地域社会への貢献、施設のPR、苦情対応等）	市が実施している現状の事業内容に留まり、それ以上の積極的な提案が見られなかった。また、苦情対応における初期対応について、具体的な提案が見られなかった。	3	D	0.75
8 その他	上記以外の要素	複数の提案があったものの、その内容及び効果について具体性に欠けていた。	5	D	1.25
合計			70	17.25	

(4) 価格審査結果

平成 30 年 11 月 5 日、市の契約担当課において入札参加者の代表企業立会いのもとで開札を行い、入札により提示された金額が予定価格の範囲内であり、また事業計画書と整合がとれていることを確認した。

入札により提示された金額を、入札説明書に示す落札者決定基準の算出方法で価格点を算出した結果、以下のとおりとなった。

グループ名	代表企業	入札金額(税抜)	価格点
A グループ	(株)西原環境 関西支店	2,648,100,000 円	1.6094276

(5) 総合評価

非価格要素（技術提案書・事業計画書等）の審査結果の「非価格要素点」と価格審査結果の「価格点」を合算して「総合評価点」を算定した結果、以下のとおりとなった。

グループ名	代表企業	非価格要素点	価格点	総合評価点
A グループ	(株)西原環境 関西支店	17.25	1.6094276	18.8594276

(6) 落札候補者の選定

42 点以上の非価格要素点を有する最終審査対象者が存在しなかったことから、落札候補者は選定できなかった。

5. 総 評

本事業は、稼働後 11 年を経過した橿原市浄化センターの運営を平成 31 年度から 15 年間という長期にわたり包括的に委託する事業である。事業者の選定は、民間事業者の知見を最大限活用し、これまで以上の適正な廃棄物の処理、環境負荷の低減、経済性を向上させることを目的に、「総合評価一般競争入札」の方法により実施した。

A グループにおかれては、提案書類の作成や提出に際して、その内容が専門的かつ多岐にわたることから、多大な労力を費やしたものと推察され、ここに改めて敬意を表し深く感謝する次第である。

提案は、最終的に 1 グループからとなったが、同提案はこれまでの橿原市浄化センターの運転・維持管理の実績や手法を越えているものではなく、市が求める先進的で独自のノウハウや工夫を凝らした提案が見受けられなかった。また、提案によってもたらされる具体的な効果が数値的に明確に示されていないことや、事業者の創意工夫によるコスト削減への取り組み等も見受けられず、これまで以上の適正な廃棄物の処理、環境負荷の低減、経済性の向上といった本事業の目的の達成に対し、全体的にやや課題の残る内容であった。

本選定委員会では、予め公表された落札者決定基準に則り、厳正かつ公平に審査を行った。審査の結果、42 点以上の非価格要素点を有する最終審査対象者が存在しなかったことから、落札候補者の選定までに至らなかった。

本事業は、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行うという市の環境行政の中で不可欠な役割を担っている極めて重要な事業である。

本選定委員会は、市が改めて事業者を公募することとした場合において、多くの応募者からの先進的かつ独自のノウハウや工夫を凝らした提案がなされ、市と事業者が協力して本事業の目的が達成されることを強く望むものである。